平成27年度電波監視結果の概要【近畿総合通信局管内】

1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等に関する照会・相談件数

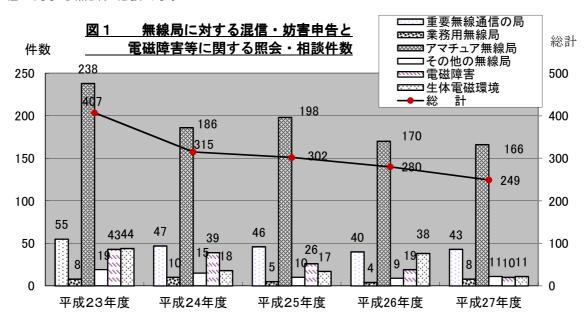
(表1、図1)のとおり、<u>平成27年度の申告及び照会・相談件数の総数は、249</u>件で昨年度より31件減少しました。

<u>5年間推移では、</u>申告内容の区分別の件数が<u>減少傾向</u>にありますが、航空、海上、消防・救急、列車無線等の<u>重要無線通信</u>に対する混信・妨害申告や<u>アマチュ</u>ア無線局に関する申告は、依然として後を絶たない状況にあります。

表1 無線局に対する混信・妨害申告と電磁障害等に関する照会・相談件数 単位:件

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
重要無線通信の局	55	47	46	40	43
業務用無線局	8	10	5	4	8
アマチュア無線局	238	186	198	170	166
その他の無線局	19	15	10	9	11
電磁障害	43	39	26	19	1 0
生体電磁環境	44	18	17	38	11
総計	407	315	302	280	249

- ① 「その他無線局」とは、市民ラジオ、特定小電力無線局、外国製無線機等です。
- ②「電磁障害」は、家電、電子機器等から発射される不要電波による障害です。
- ③「生体電磁環境」とは、電波が健康に影響するのではないかといった不安から寄せられる電波の安全性に関する照会、相談です。



2 重要無線通信妨害の申告件数 (表2、図2参照)

平成 27 年度の<u>申告件数は 43 件</u>でしたが、<u>海上通信に係る申告が 28 件と突出</u>しました。消防や救急活動、航空機や船舶の安全な航行には、無線通信は欠かせない通信手段です。特に船舶や航空機は条約で無線設備の設置が義務づけられており、短時間の妨害であっても人命や国民生活の安全を脅かす結果となり、迅速な原因究明と妨害電波の排除が求められます。

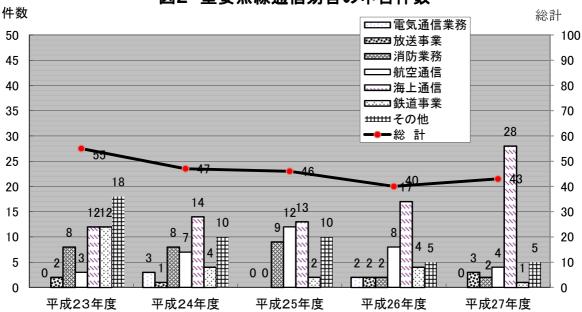
これらの事案に対しては、直ちに電波監視システム(DEURAS:遠隔方位測定設備)を活用して混信・妨害源の位置を把握し、さらに現地での移動監視を行って発射源を特定・排除するほか、日常的にこれらの周波数帯を監視し、妨害電波の早期発見や混信の未然防止に取り組んでいます。

表2 重要無線通信妨害の申告件数

単位:件

無線局の用途	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
電気通信業務	0	3	0	2	0
放送事業	2	1	0	2	3
消防業務	8	8	9	2	2
航空通信	3	7	12	8	4
海上通信	12	14	13	17	28
鉄道事業	12	4	2	4	1
その他	18	10	10	5	5
総計	55	47	46	40	43

図2 重要無線通信妨害の申告件数



3 不法無線局に対する措置

(1) 不法無線局に対する指導件数 (表3-1参照)

電波監視により発見した不法無線局の疑いのある局に対しては、事実関係の報告を求めるとともに、設備の撤去等を指導しています。

5年間でみると減少傾向にありますが、平成27年度は微増に転じています。特に、不法パーソナル無線に係る指導件数は、平成24年7月25日以降、パーソナル無線の使用周波数帯が携帯電話でも使用されるようになり、周知・広報や取締りを重点的に行い減少傾向にありました。平成27年度は、11月30日にパーソナル無線の周波数使用期限を迎えるため、より重点的に取締りを強化したことから増加に転じたものと考えられます。

表3-1 不法無線局に対する指導件数

単位:件

種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不法市民ラジオ	11	15	13	0	1
不法アマチュア無線	45	102	85	57	48
不法パーソナル無線	15	70	8	2	19
不法船舶無線	326	196	28	39	29
その他	109	56	10	3	18
総計	506	439	144	101	115

(2) 不法無線局に対する告発件数 (表3-2参照)

平成 27 年度は、<u>捜査関係機関との共同取締りにより 28 件を告発</u>しました。 また、重要無線通信に妨害を与えた場合や再三の指導に従わない等の悪質な違 反者があった場合には、別途捜査機関に告発を行っています。

表3-2 不法無線局に対する告発件数

単位:件

種別	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
不法市民ラジオ	3	5	3	1	4
不法アマチュア無線	37	41	19	20	22
不法パーソナル無線	8	3	5	0	1
不法船舶無線	16	10	2	0	1
その他	2	2	0	0	0
総計	66	61	29	21	28

(3) 無線機器の鑑定件数 (表3-3参照)

捜査関係機関が押収した無線機器については、刑事訴訟法に基づく嘱託を受け、鑑定を行っています。<u>平成27年度は、41件の鑑定</u>を行いました。全体的に減少傾向にありますが、不法市民ラジオとパーソナル無線機については、その傾向が顕著です。

表3-3 無線機器の鑑定件数

種 別 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 不法市民ラジオ 20 20 4 7 9 アマチュア無線機 62 55 37 27 23 パーソナル無線機 17 9 5 0 4 5 その他 19 7 5 14 総計 118 91 51 48 41

4 周知・啓発等

(1) 指定無線設備等の販売店への指導等 (表4-1参照)

不法無線局の未然防止と免許情報告知制度*1の周知、指定無線設備*2や技術基準不適合設備の販売状況を把握するため、毎年、無線機器等の販売店を調査・指導しています。

平成 27 年度は <u>26 店を調査しましたが 4 年連続で指導を要した店舗はなく</u>、 これらの制度が適正に浸透しているものと考えられます。

表 4-1 指定無線設備等の販売店調査・指導件数

単位:店

単位:件

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査店舗数	25	14	7	4	26
指導店舗数	1	0	0	0	0

^{※1} 指定無線設備(※2)を販売する業者に対し、当該指定無線設備の購入者へ無線局免許が必要である旨を告知する義務を課す制度(電波法第102条の14)。

(2) 流通分野に対する電波利用ルールの周知・啓発 (表4-2参照)

平成18年度より毎年、一般家庭で利用される無線機器を販売している店舗に対し、微弱電波の範囲を逸脱又は技術基準適合証明を取得していない機器を販売しないよう市場流通調査(平成27年度は57件)を行っています。

これらの機器を使用してしまうとその使用者(一般消費者)が、不法開設罪・運用罪(電波法第 110 条)に問われることがあります。店舗の中には、こうした電波法の知識がないまま、微弱電波の範囲を超えるFMトランスミッター*やワイヤレスチャイム等を販売している場合もあることから、市場流通調査と併せ丁寧な周知・啓発に一層努めていく必要があります。

表 4 一 2 不適合機器等販売状況調査件数

単位:店

年 度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
調査店	64	58	54	49	57

※FMトランスミッター: FM電波により携帯音楽プレーヤー内の音楽ファイルを自室のコンポーネントや車載 FMチューナで聴くための送信機器。

また、平成 25 年度から「無線設備試買テスト」として、市場に流通している無線機器を試買し、電気的特性を測定しています。測定の結果、微弱電波の基準を超えた無線機器を消費者保護のために総務省ホームページ上に公表してい

^{※2} 指定無線設備:総務大臣が指定した不法無線局に使用されるおそれがある無線設備。

ます。平成27年度は、管内に本社等のあるこれらの機器の製造事業者等35社(計42機種)に対して、製造・販売中止、回収等の要請を行いました。

(3) 電波利用環境保護に関する周知・広報 (表4-3参照)

電波利用環境を保護する重要性や電波利用の基本ルールをはじめ、電波をより身近なものとして理解していただくため、様々な周知・広報活動を行っています。今年度の実施予定と昨年度の実績は、以下の表のとおり

表4-3-(1) 電波利用環境保護等に関する周知・啓発【27年度実施状況】

形態	対象等	回数、枚数			
14.54 1 = 1 = 1 = 1 = 2 = 0.14	管内ラジオ放送局	中波ラジオ6社、FMラジオ6社			
放送メディアによる CM	(11月1日~30日に実施)	計 240回			
		JR 西日本 ポスター 3,650枚			
 電車による中吊り広告	管内主要鉄道事業者	京阪電気鉄道 ポスター 1,600枚			
电単による中市が広古	(6月1日~10日)	神戸市交通局 ポスター 1,050枚			
		計 6,300枚			
		JR 西日本42駅 ポスター 86枚			
 主要駅のポスター掲示	管内主要鉄道事業者	阪急電鉄54駅 ポスター 54枚			
土安駅のハスター拘示	(6月1日~5日)	京都市営地下鉄32駅 ポスター 32枚			
		計 172枚			
関係団体等に対する	地方自治体、各府県警察、電気商業	ポスター 4,417枚			
	組合、漁業協同組合、道の駅、公共	リーフレット 57,962枚			
協力依頼	工事現場、トラック協会など(通年)	ステッカー 329枚			

表4-3-(2) 電波利用環境保護等に関する周知・啓発【28年度実施予定】

形態	対象等	回数、枚数
#### . 7	管内ラジオ放送局	中波ラジオ放送の6社及びFMラジオ放
放送メディアによる CM 	(11月1日~30日を予定)	送の6社で実施予定
		JR 西日本 ポスター 3,750枚
 電車による中吊り広告	管内主要鉄道事業者	阪急電鉄 ポスター 1,450枚
电甲による甲市が広古	(6月1日~10日の内7日間)	京都市交通局 ポスター 1,300枚
		計 6,500枚
		JR 西日本44駅 ポスター 90枚
│ │ 主要駅のポスター掲示	管内主要鉄道事業者	阪急電鉄54駅 ポスター 54枚
主安駅の小人ダー拘示	(6月1日~5日)	京都市営地下鉄32駅 ポスター 32枚
		計 176枚
関係団体等に対する 協力依頼	地方自治体、各府県警察、電気商業	ポスター 3,712枚
	組合、漁業協同組合、道の駅、公共	リーフレット 58,100枚
助力牧科	工事現場、トラック協会など(通年)	ステッカー 470枚